

令和6年6月13日(木)

腎臓機能障害に係る 指定自立支援医療機関(更生医療) 医事担当者等向け説明会

広島市健康福祉局障害福祉部 身体障害者更生相談所
障害自立支援課

自立支援医療制度とは（更生医療）

身体障害者がその障害の状態の除去・軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な医療費の一部を支給する制度

参考

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
（平成17年法律第123号） 第5条

24 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

更生医療の給付対象

更生医療の対象は、臨床症状が消退し、永続するようになった障害そのものであり、当該障害に対して確実な治療効果が期待できるものに限られる。このため、疾病を対象とする一般医療とは一線を画すもの、とされる。

参考

自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱

（厚生労働省通知 平成18年3月3日障発第0303002号）

第2 更生医療の対象

2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られること⁸。

対象者及び費用負担

■ 対象者

1 8 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者

※身体障害者手帳に記載されている障害部位を治療される方

■ 費用負担

- ・ 更生医療の給付対象となる医療費の **1 割**が自己負担で、世帯の所得区分に応じた 1 月当たりの上限額を設定
- ・ 更生医療の給付対象とならない医療費については、自立支援医療費が適用されないため、原則当該医療費の **3 割**等が自己負担

給付対象となる障害の種類

- ① 視覚障害
- ② 聴覚・平衡機能障害
- ③ 音声・言語・そしゃく機能障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓機能障害
- ⑥ 腎臓機能障害
- ⑦ 小腸機能障害
- ⑧ 免疫機能障害
- ⑨ 肝臓機能障害

(腎臓機能障害)更生医療の適用対象 (1)

(1) 対象者

腎臓機能障害により身体障害者手帳を交付された方のうち、保存的療法では尿毒症症状の改善ができず、人工透析療法・腎移植術によって腎臓機能障害に基づく症状が軽減・除去され、その日常生活能力の回復などが見込まれる方

概ね、身体障害者障害程度等級の1級と3級(一部)の人が対象

更生医療の適用対象（２）

（２）対象医療

- ① 人工透析療法 ② 腎移植術 ③ ②の術後の抗免疫療法
④ ①～③に伴う医療 限定

《留意点》

- 慢性腎不全に対する更生医療は、腎不全という障害に対する医療に限定
 - ⇒ **腎不全を招来した原疾患に係る医療は、適用対象外**
 - ⇒ **腎不全の帰結などによる高血圧、骨粗鬆症などの合併症・副作用に係る医療も、適用対象外（一部例外あり）**

更生医療適用対象の追加(R 6. 7～)

R 6. 7. 1 診療分～ 次の2つの医療を適用対象に追加

① (透析療法)

二次性副甲状腺機能亢進症に係る医療のうち、
活性型ビタミンD3製剤・カルシウム受容体作動薬
(いずれも維持透析下の同症を適応症とするものに限る、
診療報酬点数について他の医薬品と併せて算定した場合
を除く) の投薬・注射に係る部分

② (抗免疫療法)

BKウイルス腎症に係る医療

● **(人工透析)** 活性型ビタミンD3製剤・カルシウム受容体作動薬でも、
 更生医療として請求不可の場合あり

診療報酬明細書(医科入院外)「30 注射」の 摘要欄記入分(例示) により 説明

32	01	パーサビブ静注透析用シリンジ10mg 2mL 1筒			
		パーサビブ静注透析用シリンジ5mg 2mL 1管	287×	2	
33	01	〔透析回路より〕			
		フェジン静注40mg 2mL 1管			
		大塚糖液20% 20mL 1管			
		オキサロール注2.5μg 1mL 1管	83×	3	

更生医療として請求可能
 (理由) 診療報酬点数の算定対象が
 全て、適用対象医薬品のため

更生医療として請求不可
 (理由) 診療報酬点数の算定対象に、
 適用対象でない医薬品が含ま
 れるため
 ⇒ この場合、「オキサロール」を分
 離・単体算定できれば、更生医療と
 して請求可能となります。

※ 更生医療として請求できない場合(他の公費負担医療で請求などの場合を含む。)
 は、従来どおりの方法(他の公費負担医療として分点計上など)によってください。
「20 投薬」についても同様

維持透析下の二次性副甲状腺亢進症を適応症とする

活性型ビタミンD3製剤・カルシウム受容体作動薬(例示)

活性型ビタミンD3製剤	
フルスタン錠	0.15 など
ホーネル錠	0.15 など
オキサロール注	2.5 μ g など
マキサカルシトール静注透析用	2.5 μ g 「ニプロ」 など
ロカルトロール注	0.5 など
カルシトリオール静注液	0.5 μ g 「F」 など

カルシウム受容体作動薬	
レグパラ錠	12.5mg など
オルケディア錠	1mg など
パーサビブ静注透析用	2.5mg など
ウパシタ静注透析用	25 μ g シリンジ など

- レセプト請求の際は、更生医療を適用できる医療と適用できない医療（次ページ以下参照）とに区分の上、社会保険診療報酬支払基金などのルールに則って算定してください。

◆ 給付対象外である医療に更生医療を適用されている例がありますので、再度ご確認をお願いいたします。

※ 更生医療適用対象外の医療については、他の公費負担医療制度などの適用がない場合、受給者の窓口負担額が生ずる可能性があります。

受給者の方には、広島市から、その旨を説明・周知します。
適正な請求について、皆様の御理解・御協力をお願いします。

更生医療として請求可能（下表の左欄と右欄に掲げる医療）

腎臓機能障害に係る医療	左 欄 の 医 療 に 伴 う 医 療
① 人工透析療法 (血液透析・腹膜透析)	シャント再建術、経皮的血管拡張術、シャント感染に係る医療、CAPDによる腹膜炎等に係る医療、副甲状腺摘出術、透析アミロイドーシス（手根管症候群、骨・関節症）による手術、二次性副甲状腺機能亢進症に係る医療（活性型ビタミンD3製剤及びカルシウム受容体作動薬（いずれも維持透析下の同症を適応症とするものに限る、診療報酬点数について他の医薬品と併せて算定した場合を除く。）の投薬・注射に係る部分に限る。）
② 腎移植術	不適合による摘出術・透析再導入、BKウイルス腎症に係る医療
③ 腎移植術後の抗免疫療法	

更生医療として請求不可（原則、医療費の窓口負担額が発生）

- ① 腎不全を招来した原疾患 ⇒ 糖尿病性腎症、嚢胞腎 など
- ② 腎不全を原因とする対象外の疾病（症状） ⇒ 高血圧、骨粗しょう症 など
- ③ その他の対象外疾病の例示（下の表）

対象外疾病分類	対象外疾病の例示
①感染症及び寄生虫症	腸管感染症、ウイルス肝炎、真菌症 など
②新生物	胃の悪性新生物、悪性リンパ腫、白血病 など
③血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	貧血、低ガンマグロブリン血症 など
④内分泌、栄養及び代謝疾患 ※一部対象疾病あり	甲状腺炎、高脂血症、高リン血症 など
⑤精神及び行動の障害	統合失調症、気分障害 など
⑥神経系の疾患	自律神経系の障害、睡眠障害 など
⑦眼及び付属器の疾患	結膜炎、白内障 など
⑧耳及び乳様突起の疾患	中耳炎 など
⑨循環器系の疾患	高血圧性心疾患、狭心症、心筋梗塞、心不全 など
⑩呼吸器系の疾患	急性咽頭炎、アレルギー性鼻炎、喘息、肺水腫 など
⑪消化器系の疾患	胃潰瘍、肝硬変、口内炎、逆流性食道炎 など
⑫皮膚及び皮下組織の疾患	乾癬、じんま疹、挫創、胼胝、鶏眼 など
⑬筋骨格系及び結合組織の疾患	腰痛症、変形性関節症 など
⑭腎尿路生殖器系の疾患 ※一部対象疾病あり	ネフローゼ症候群、慢性腎不全 など
⑮妊娠、分娩及び産じょく	妊娠高血圧症 など
⑯周産期に発生した病態	出産外傷 など
⑰先天奇形、変形及び染色体異常	二分脊椎 など
⑱症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	めまい など
⑲損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折 など

ご清聴ありがとうございました